

教第13号議案

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について
神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和8年8月24日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

理由

コベカツが開始するにあたり、コベカツクラブが中学校施設を利用するにあたっての
手続きを定めるため

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則について

1. 改正の趣旨

神戸市では、将来に渡って子供たちが多様な活動に参加できる機会を確保するため、令和8年中に部活動を終了し、生徒が地域の方々とともに活動する「KOBE ◆ KATSU（コベカツ）」の開始に向けて取り組みを進めています。

令和8年9月より、コベカツが開始するにあたり、コベカツクラブが中学校施設を利用するにあたっての手続きを定めるために、神戸市立学校施設目的外使用規則を改正します。

2. 改正等の概要

コベカツとして中学校及び義務教育学校の学校施設を使用する場合の規定を追加

- ① 使用許可
 - ・コベカツとして使用する場合の規定を追加
- ② 使用を許可する施設等
 - ・コベカツとして使用する場合、特別教室を使用できるように改正
 - ・コベカツとして使用する場合、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じコベカツクラブを優先して使用を許可できるように規定を追加
- ③ 使用料の免除
 - ・コベカツとして使用する場合、申請に基づき免除すること
- ④ 学校施設の使用の手続き等
 - ・コベカツクラブは神戸市教育委員会が指定するシステムにより申請すること
 - ・神戸市立中学生、神戸市立義務教育学校後期課程、神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めない時には、使用許可を撤回し、又は使用を停止する場合があること

3. 意見公募の結果（令和8年7月9日～8月10日）

意見なし

4. 施行日（予定）

令和8年8月28日

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 日

神戸市教育委員会
教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市立学校施設目的外使用規則の一部を改正する規則

神戸市立学校施設目的外使用規則（昭和42年10月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第 2 条 [略] 2 ～ 5 [略] <u>6 この規則において「コベカツ」と</u> <u>は、中学校部活動の教育的意義を継</u> <u>承し、及び発展させた生徒の地域ク</u> <u>ラブ活動であって、神戸市立中学校</u> <u>に係る地域クラブ活動の推進に関す</u> <u>る条例（令和 8 年 2 月 27 日 条例第 26</u> <u>号。以下「条例」という。）第 3 条第 1</u>	（用語の定義） 第 2 条 [略] 2 ～ 5 [略]

<u>項に基づき委員会の承諾を得て団体が実施するものをいう。</u> 7 <u>この規則において「コベカツクラブ」とは、コベカツを実施する団体をいう。</u> 8 <u>この規則において、「学校施設使用申請システム」とは、コベカツにおいて委員会が指定するシステムを介して、学校施設の目的外使用許可申請を行うシステムをいう。</u> (使用許可の条件) 第3条 [略] 2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合、またはコベカツクラブがコベカツのため（中学校及び義務教育学校の学校施設に限る。）に使用する場合</u>に許可することができる。 3 [略] 4 <u>教育長は、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合には、条例第6条第4項の趣旨に照らし、他に目的外使用を希望する者との関係で、必要に応じ、コベカツクラブを優先して使用を許可することができる。</u>	(使用許可の条件) 第3条 [略] 2 前項に掲げるもののほか、学校施設の目的外使用は、学校施設開放事業において使用する<u>場合に許可することができる。</u> 3 [略]
--	---

(使用を許可しない施設) 第4条 [略] 2 <u>教育長は、前項第4号の規定にかかわらず、コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を希望する場合は、家庭科教室を含む特別教室の使用を許可することができる。</u> <u>(学校施設開放事業)</u> 第16条 [略] 2 <u>学校施設開放事業</u>に関し必要な事項は、別に教育長が定める。 <u>(コベカツのための利用申請等)</u> 第17条 <u>コベカツクラブがコベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設を使用する場合は第9条から第11条まで、第13条及び第15条の規定は適用しない。</u> 2 <u>コベカツクラブは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を申請するにあたっては、教育長に対して、使用するまでに、学校施設使用申請システムを用いて申請をしたうえで、その許可を得なければならない。</u> 3 <u>教育長は、前項の申請に対して使用の可否を決定したときは、申請者に対し、学校施設使用申請システム</u>	(使用を許可しない施設) 第4条 [略] <u>(学校開放事業)</u> 第16条 [略] 2 <u>学校開放事業</u>に関し必要な事項は、別に教育長が定める。
---	--

によりその結果を通知するものとする。

4 中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブが、許可された事項を変更しようとするときは、前2項の規定に準じて、教育長の許可を受けなければならない。

5 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、中学校又は義務教育学校の学校施設の使用を許可されたコベカツクラブに対し、使用許可を撤回し、又は使用を停止させることができる。

(1) コベカツクラブが使用許可の条件に違反し、その他この規則の定めに従わないとき。

(2) 委員会又は当該学校において緊急に使用する必要が生じたとき。

(3) 神戸市立中学校、神戸市立義務教育学校後期課程又は神戸市立特別支援学校中学部の生徒による継続的な利用が見込めないとき。

6 教育長は、コベカツに参加する生徒の心身の健全な発達に配慮する必要があることを踏まえ、別表の規定にかかわらず、コベカツのために中学校又は義務教育学校の学校施設の

<u>使用を許可することのできる時間を別に定めることができる。</u> <u>7 前 6 項の規定のほか、コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設利用に関し必要な事項は、別に教育長が定める。</u> (施行細目の委任) <u>第18条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 別表 (第 5 条関係) [略] <u>備考</u> <u>コベカツによる中学校又は義務教育学校の学校施設の使用に係る別表の適用については、別表中「家庭科教室」とあるのは「特別教室」とする。</u>	(施行細目の委任) <u>第17条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。 別表 (第 5 条関係) [略]
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。